

令和 3 年 6 月 1 1 日

関係各位

一般社団法人大日本水産会  
全国漁業協同組合連合会

「漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」の一部改正について

漁業関係者の皆様におかれましては、これまでも新型コロナウイルス感染症が蔓延する中で「漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」にもとづき事業を維持し、水産物の安定供給に努めてこられましたことに、厚くお礼申し上げます。

今般、一般社団法人大日本水産会及び全国漁業協同組合連合会では基本的ガイドラインについて、新型コロナウイルス感染症に関する専門家の助言等を踏まえ、最新の知見等を反映した改正を行いました。

新型コロナウイルス禍においても、漁業関係者が事業を維持し、業界の使命である水産物の安定供給を行うため、今後とも基本的ガイドラインに則って感染予防と事業継続を図ることとしますので、会員・組合員の皆様におかれましても、改正後の基本的ガイドラインに則り現場の状況も踏まえながらご対応下さいますよう、引続きのご理解とご協力をお願いいたします。

## ○ガイドライン改正のポイント

- ・新型コロナウイルスに関する専門家の助言等を踏まえ、最新の知見等を反映。特に船内や事務室等における感染予防対策について詳細に記載。  
(※「1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底」等)
- ・新型コロナウイルスへの感染が疑われる等の場合の電話での相談先を、これまでの「保健所」から、「かかりつけ医等身近な医療機関（相談する医療機関に迷う場合には受診・相談センター）」に変更。  
(※「1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底」等)
- ・感染者が発生した場合の船内及び設備等の消毒については、保健所の指示に従って実施すること、また、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」等で推奨される消毒・除菌方法により消毒を実施することを記載。  
(※「4. 船内及び設備等の洗浄の実施」)